

加古川市危険木伐採等支援補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、住宅等への倒木被害から市民の生命及び財産を保護するため、市内の危険木の伐採、撤去及び処分を行う者に対し、予算の範囲内で加古川市危険木伐採等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において「危険木」とは、概ね胸高直径が20cm以上で、かつ、樹高が5m以上のもので、倒木により住宅に被害を与えるおそれのある立木又は住宅若しくは市民の生命及び財産に被害を与えるおそれのある倒木をいう。

（補助金の種類等）

第3条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表1に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項に規定する補助金の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の返還）

第5条 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第2号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後2週間以内に補助事業実績報告書（様式第3号）に別表3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

【別表 1】

補助金の種類	性質	事業費補助	
	目的	住宅等への倒木被害から市民の生命及び財産を保護するため	
補助金の範囲	対象となる者	危険木が存する土地を所有し、占有し、又は所有者の承諾を得て管理する者	
	対象となる危険木	以下のいずれかに該当すること。 （１）森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条に規定する地域森林計画の対象森林内に存している危険木。 （２）市長が特に交付の対象とする必要があると認める危険木。 ※国及び県が実施する森林整備事業の対象となる事業地の危険木は除く。	
	対象となる事業	危険木が存する土地を所有し、占有し、又は所有者の承諾を得て管理する者が自己の責任において行う危険木伐採事業及び、市長が特に必要と認める危険木伐採事業。	
	対象となる経費	対象となる事業に要する次に掲げる経費とする。ただし、危険木を有価物として処分する場合は、補助事業に要した委託費用等の額から、危険木の売却等による収入額を控除した額を補助対象経費とする。 （１）委託費 危険木の伐採、撤去及び処分に要する委託費用 （２）その他 その他市長が必要と認めるもの	
補助金の額等		補助率及び補助金の額	補助対象経費の 2 分の 1 以内 ※交付額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
		補助上限額	250,000円
交付条件		・市税の滞納がないこと ・補助金の交付は、1 者（その生計同一者を含む。）につき同一年度内において 1 回限りとする。	

【別表 2】

申請書 添付書類	(1) 事業計画書（別紙 1） (2) 見積書の写し（2 者以上の見積書を提出） (3) 図面（位置図等） (4) 土地の所有者の承諾書（別紙 2） （交付申請者が危険木の存する土地の所有者でない場合に限る。ただし、民法第 720 条第 2 項の緊急避難に該当するものに限って、緊急的に危険木を伐採しないと住宅又は市民の生命及び財産に被害が生じ、かつ、申請時点で承諾書の取得が困難であるときは、交付申請者の誓約書の提出をもってこれに替えることができる場合があるものとする。） (5) 整備前の写真（周囲の状況、危険木の胸高直径の計測状況、樹高の計測状況がわかるように撮影すること。） (6) 加古川市市税確認承諾書（別紙 3） (7) その他市長が必要と認める書類
-------------	--

【別表 3】

実績報告書 添付書類	(1) 事業完了報告書（別紙 1） (2) 補助事業に要した費用の収支及び内訳を証する書類（領収書の写し等） (3) 整備後の写真 (4) その他市長が必要と認める書類
---------------	--

令和 年 月 日

補助金交付申請書

加古川市長 様

交付申請者
住 所：
氏 名：
連 絡 先：

補助金の交付を受けたいので、加古川市危険木伐採等支援補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度		補助金の名称	危険木伐採等支援補助金
事業名称			
補助対象経費（A）	円		
交付申請額 （A）×1/2 以内	円		
補助事業の着手及び 完了予定年月日	着手予定	令和 年 月 日	
	完了予定	令和 年 月 日	
添付資料	(1) 事業計画書（別紙 1） (2) 見積書の写し（2 者以上） (3) 図面(位置図等) (4) 土地の所有者の承諾書（別紙 2－1） (5) 整備前の写真 (6) 加古川市市税確認承諾書（別紙 3） (7) その他		
誓約事項	(1) 本申請にあたり、申請内容に虚偽がないことを誓約します。 (2) 申請内容について、市が必要に応じて実地調査等を実施することに異存ありません。 (3) 提出書類において、虚偽の内容で提出したことが判明した場合、補助金を返還することに異存ありません。		
備 考			

※申請は危険木が存する土地を所有し、占有し、又は所有者の承諾を得て管理する者が行うものとする。
※交付申請者が土地の所有者でない場合は、「(4) 土地の所有者の承諾書」を提出するものとする。
※整備前の写真は、周囲の状況、危険木の胸高直径の計測状況、樹高の計測状況がわかるように撮影すること。
※事業における補助率及び補助額は、事業に要した費用の 2 分の 1 以内とし、25 万円を限度額とする。この場合において、交付額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
※補助金を受けようとする者は、市税を滞納していないものとする。

様式第 1 号 別紙 1

事業計画書

(1) 事業の内容

危険木の所在	備 考

危険木の最終処分方法	備 考

(2) 収支予算

収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
計		

支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
計		

土地の所有者の承諾書

所 在 地	地目	実 施 期 間	使用目的
		令和 年 月 ～ 令和 年 月	危険木の伐採、 撤去、処分

注) 地目は、「山林」「保安林」「田」「畑」等の種類を記載願います。

上記の土地について、 _____ が下記項目により使用することを承諾します。

令和 年 月 日

土地所有者
住 所
氏 名
連絡先 TEL
 MAIL
印

その他権利者
住 所
氏 名
連絡先 TEL
 MAIL
印

記

- 1 危険木の伐採、撤去、処分を行うため、土地を無償で使用することを認めます。
- 2 土地の権利を第三者に譲渡する場合は、各項の事項を継承します。

以 上

令和 年 月 日

誓 約 書

私は、危険木伐採等を行うにあたり、以下の事項を厳守することを誓約します。

記

1. 民法第 720 条第 2 項の緊急避難に該当するとみられる危険木に限り、伐採します。
(債務名義がある場合は、それを添付すること。)
2. 本申請にかかる危険木伐採等はすべて交付申請者の責任において実施し、行為中に生じた損害に対しては交付申請者が損害額の賠償を行います。
3. 土地所有者との協議については交付申請者が誠意をもって対応します。

交付申請者署名欄

緊急的に危険木を伐採しないと被害を生じる物件の所在及び内容

--

申請時点で承諾書を取得できない理由

--

以 上

加古川市長 宛

加古川市市税確認承諾書

- 1 私（当社）は加古川市市税の納付状況の確認のため、以下のことを承諾します。
すべての加古川市税（市県民税・森林環境税、法人市民税、固定資産税・都市計画
税、軽自動車税等）の納付又は納入状況を収税課が調査し、その調査結果を加古川市
危険木伐採等支援補助金交付事務の確認に利用すること。
- 2 上記 1 の承諾の有効期限は、令和 年 月 日までとします。

【 承 諾 者 】

住 所 (所在地)	
ふりがな	
氏 名 (名称及び代表者名)	
生年月日 (設立年月日)	年 月 日

収 税 課 使 用 欄	状 況	備 考

再申請時使用欄

年 月 日

加古川市長 様

交付申請者
住 所：
氏 名：
連 絡 先：

年 月 日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度	補助金の名称	危険木伐採等支援補助金
交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
補 助 金 交 付 決 定 額	円		
補 助 金 の 交 付 申 請 時 に 減額した消費税等仕入控除税額 ※ 1	円		
消費税及び地方消費税の申告により 確定した消費税等仕入控除税額 ※ 2	円		
補 助 金 返 還 相 当 額 (※ 2 の額から※ 1 の額を差し引いた 額)	円		
添 付 資 料	1 補助金交付決定書の写し 2 補助金確定通知書の写し 3 その他		

令和 年 月 日

補助事業実績報告書

加古川市長 様

補助事業者
住 所：
氏 名：
連 絡 先：

加古川市危険木伐採等支援補助金交付要綱第6条の規定により、補助事業の実績を次のとおり報告します。

補助年度		補助金の名称	危険木伐採等支援補助金
補助事業の名称			
交付決定年月日 及び番号	年 月 日 第 号		
補助金交付決定額	円 (うち、交付済額 円)		
補助金精算額	円		
添付書類	(1) 事業完了報告書(別紙1) (2) 補助事業に要した費用の収支及び内訳を証する書類(領収書の写し等) (3) 整備後の写真 (4) その他		
誓約事項	(1) 実績報告にあたり、実績内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。また、提出書類の返還は求めません。 (2) 実績報告書の添付書類である領収書等は、本事業を実施するために要したものであることに相違ありません。 (3) 実績報告書の添付書類である写真は本事業を実施した際のもので間違いありません。 (4) 提出書類において、虚偽の内容で提出したことが判明した場合、補助金を返還することに異存ありません。		
備 考			

様式第3号 別紙1

事業完了報告書

令和 年 月 日

加古川市長 様

補助事業者
住 所 :
氏 名 :
連 絡 先 :

危険木伐採等下記のとおり完了したので報告します。

記

1. 事業の内容

危険木の所在	備 考

危険木の最終処分方法	備 考

2. 事業開始年月日 令和 年 月 日

3. 事業完了年月日 令和 年 月 日

4. 補助対象経費

補助事業に要した額 (A)	危険木の売却等による収入額 (B)	補助対象経費 (A) - (B) = (C)
円	円	円

※ (B) : 有価物として処分していない場合は0を記入

(裏面あり)

5. 収支決算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
計		